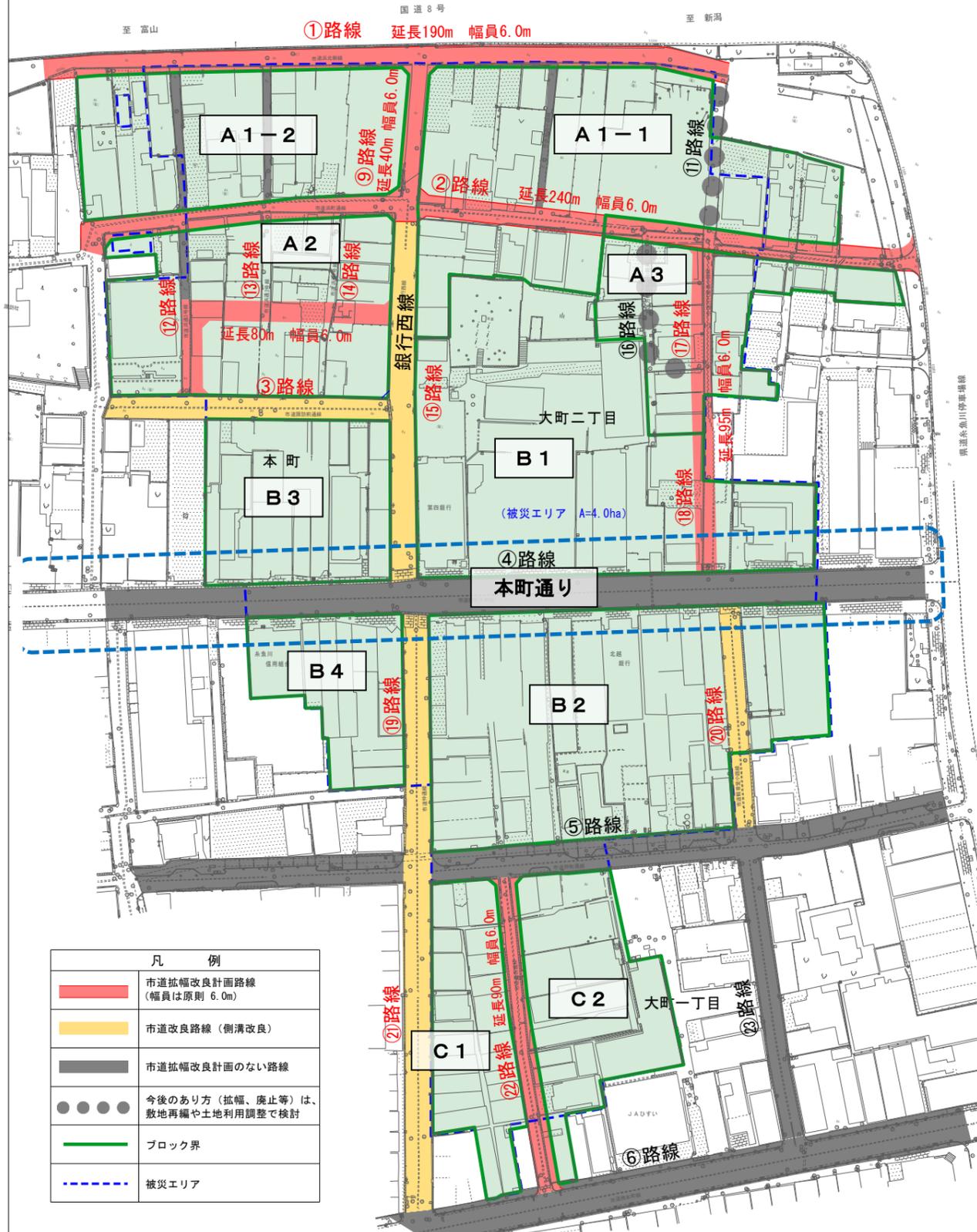


■ブロックごとの進捗状況について

※本資料は、道路拡幅改良計画の素案であり、今後の復興まちづくり計画の検討や地権者との合意形成等により変更される場合があります。

市道拡幅改良計画(案)



ブロック名	意見交換内容、今後の予定等
A 1-1	<ul style="list-style-type: none"> 5/10、5/15 に用地立会いを実施。6/16 素図 (確認押印前の用地図) 確認会を実施。 8月下旬からガレキ (基礎) 撤去予定。市道拡幅改良の路線測量に着手予定。
A 1-2	<ul style="list-style-type: none"> 5/19 に用地立会いを実施。6/9 素図確認会を実施。 7/11 に市道拡幅改良の路線測量を完了。 7/18 からガレキ (基礎) 撤去予定。
A 2	<ul style="list-style-type: none"> 5/19 に用地立会いを実施。6/9 素図確認会を実施。 8月下旬からガレキ (基礎) 撤去予定。 8月下旬から③路線、⑮路線の道路改良工事 (側溝改良等) に着手予定。 市道の再編を含む敷地の再編について概ねの同意が得られた。新設市道北側に市営住宅の建設を計画している。
A 3	<ul style="list-style-type: none"> 5/10、5/15 に用地立会いを実施。6/16 素図確認会を実施。 6/23 に⑰路線の道路拡幅と⑰⑱路線の道路計画線について合意が得られた。 7/下旬にブロック会議を開催し、敷地再編のパターンを検討予定。 8月上旬からガレキ (基礎) 撤去予定。
B 1	<ul style="list-style-type: none"> 5/10、5/15 に用地立会いを実施。6/16 素図確認会を実施。 6/29 からガレキ (基礎) 撤去開始。7月末までに完了予定。 早期の再建希望者と不燃化や景観に配慮した再建案について個別に協議を実施中。
B 2	<ul style="list-style-type: none"> 5/24 に用地立会いを実施。6/27 素図確認会を実施。 7/11 に敷地再編案について概ねの合意が得られた。 8月下旬からガレキ (基礎) 撤去予定。 8月下旬から⑳路線の道路改良工事 (側溝改良等) に着手予定。
B 3	<ul style="list-style-type: none"> 4/20、5/18 に用地立会いを実施。6/8 素図確認会を実施。 7/14 にブロック会議を開催し、敷地再編のパターンを検討中。 7/18 からガレキ (基礎) 撤去予定。
B 4	<ul style="list-style-type: none"> 5/24 に用地立会いを実施。6/27 素図確認会を実施。 6/21 に敷地の再編は行わないこととなった 7/下旬からガレキ (基礎) 撤去予定。
C 1	<ul style="list-style-type: none"> 5/25 に用地立会いを実施。6/27 素図確認会を実施。 6/15 に㉑路線の拡幅改良の路線測量を完了。 7/3 からガレキ (基礎) 撤去を開始。 8月下旬から㉑路線の道路改良工事 (側溝改良等) に着手予定。
C 2	<ul style="list-style-type: none"> 5/25 に用地立会いを実施。6/27 素図確認会を実施。 6/15 に㉑路線の市道拡幅改良の路線測量を完了。 現在、道路拡幅改良工事に伴う用地物件補償について協議中。 8月上旬からガレキ (基礎) 撤去予定。
本町通り	<ul style="list-style-type: none"> 6月末までに、景観まちづくり勉強会を5回開催。 勉強会に参加できなかった対象者を個別訪問して説明中。 今後は検討会に移行して、景観・不燃化ガイドラインとして取りまとめる計画。

※7月14日現在までの状況をまとめたものであり、各ブロックの方向性として決定したものではありません。

3) 建物の不燃化や景観形成の取組について

糸魚川市駅北復興まちづくり 「糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト」 景観・不燃化ガイドライン(案)の概要

◎ガイドライン策定の目的

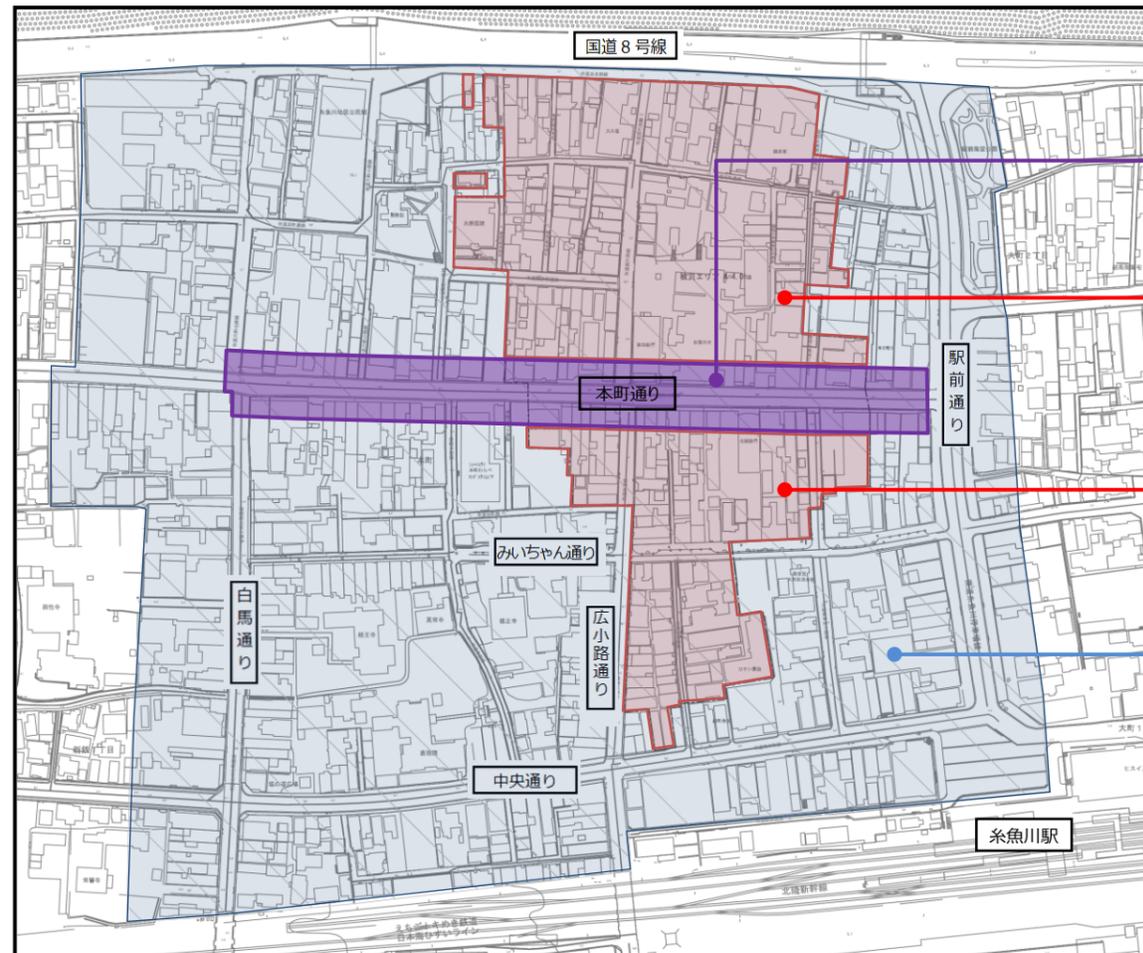
糸魚川駅北大火からの復興と再生に際しては『景観』と『不燃化』の両方に配慮したまちづくりを目指します。

- ①良好な景観の形成 個々の建物が景観に配慮し、連なることにより、全体として調和のあるまちなみ景観を形成します
- ②不燃化の促進 個々の建物の防火性能を高め、市民の命と財産を守り、まち全体の防火性能を強化・向上します

そこで、糸魚川らしいまち街なみの再生を目指す取り組みとして、建物の整備やまちなみの形成に関する『景観・不燃化ガイドライン』を定めることとします。

◎まちなみ再生エリアの設定・区分と整備方針

中心市街地のまちなみ再生の取り組みは、①本町通り沿線、②重点地域、③計画対象地域、3つのエリアに区分し、エリア毎に整備を推進します。



①本町通り沿線



②重点地域



③計画対象地域



①本町通り沿線 図面の紫色の範囲

- 沿線の建物を高い防火性能（準耐火建築物以上）として整備し、火災の拡大を防ぐ延焼遮断帯としての機能を創出します。
- 歴史的な街道の特徴的な景観要素である雁木の再生と歩行者空間の整備を図り、統一感と連続性のある調和のとれたまちなみ景観を形成します。

②重点地域 図面の赤色の範囲

- 指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能を高めた建物の整備を推奨し、被災地域の不燃化を推進します。
- 建物の形状や色合い等の景観に関するガイドラインを定め推奨することにより、調和のとれたまちなみの再生と形成を推進します。

③計画対象地域 図面の青色の範囲

- 指定の防火基準よりも防火性能を高めた建物の整備を推奨し、対象地域全体の不燃化の推進に取り組みます。
- 建物形状や色合い等の景観に関するガイドラインを定め推奨することにより、対象地域全体の景観形成に取り組みます。

景観形成と不燃化の促進を目指すガイドラインの適用と推進・支援は、①本町通り沿線と②重点地域を先行して取り組みます。

③計画対象地域への適用・支援は、復興・再生のための整備・実施状況を考慮して、実施時期を決定します（平成30年度以降を予定）。

糸魚川らしいまちなみ再生 ~ 建物景観イメージ

まちなみ景観

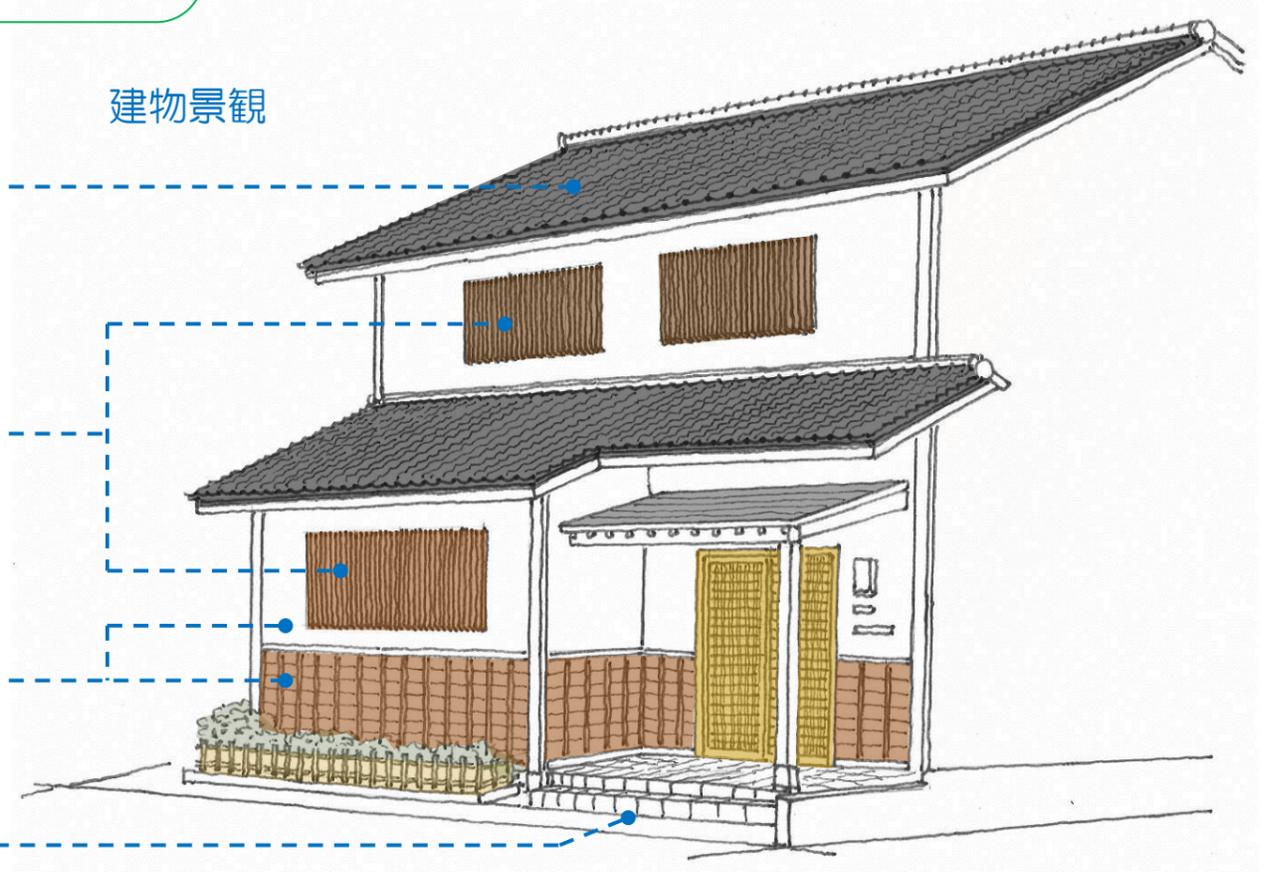


○勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます

○通りから軒先までの離れは隣接建物と揃えます

○通り側の外壁は後退させず隣接建物との壁面を揃えます

建物景観



○屋根は日本瓦等とします (黒系・茶系)

○切妻屋根で軒のある形状とします

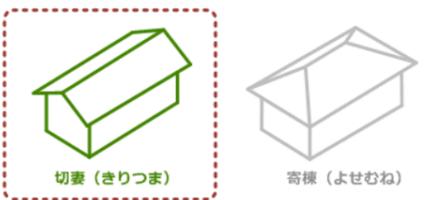
○通りに面する開口部は黒系・茶系とします (ガラスは透明・白系)

○開口部は縦格子 (黒系・茶系・白系・木肌調) の修景をします (不燃材使用)

○外壁は彩度を下げた黒系・茶系・白系・木肌調とします

○外壁と軒裏はすべて防火構造とします

○入口は通りに対して平入りの配置とします



切妻 (きりつま)



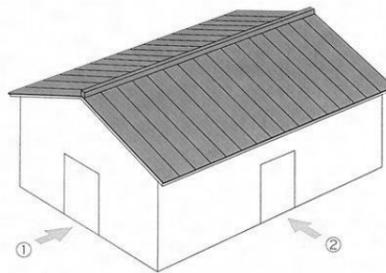
寄棟 (よせむね)



陸屋根 (ろくやね)



片流れ (かたながれ)



①主出入口が妻側にある「妻入」
②主出入口が平側にある「平入」

糸魚川の木を使った家・店舗の再建に

2つの助成制度をご利用ください。

下記の2つの事業は、併用可能です。



1 ふるさと越後の家づくり復興支援事業【新潟県事業】

◎補助金額

- ・越後杉の使用量に応じて **20～100万円を補助**

※県産瓦・畳・しっくい塗りを使用した場合の加算あり（加算後最大補助額179万円）

※建築費から火災保険等受領額を差し引いた額が補助対象の上限額となります。

◎補助対象

- ・「り災証明書」の交付を受けた方
- ・越後杉ブランド認証材を使用して再建する住宅、共同住宅、店舗、事業所
- ・原則として糸魚川市内に再建するもの
- ・県内に事業所を有する大工・工務店等が建築するもの 等

◎問合せ・申込み先

新潟県糸魚川地域振興局 林業振興課 TEL 025-552-5473

2 いといがわ木の香る家・店づくり促進事業【糸魚川市事業】

◎補助金額

- ・再建に使用した糸魚川産材木材購入費の50%
- ・上限額は、**住宅・共同住宅は30万円、店舗・事業所は50万円**

◎補助対象

- ・「り災証明書」の交付を受けた方
- ・糸魚川産木材を使用して再建する住宅、共同住宅、店舗、事業所
- ・糸魚川市内に再建するもの
- ・糸魚川市内に事業所を有する大工・工務店等が建築するもの 等

◎問合せ・申込み先

ふるさとの木の家づくり振興協議会（ぬながわ森林組合内） TEL 025-552-1533

※糸魚川産木材を県内工場で不燃加工することもできます。

お近くの製材所・大工・工務店へご相談ください。

<裏面の利用例もご覧ください。>

事業の利用例

<利用例>

以下の条件で住宅を再建した場合

- (1) 住宅再建費用 2,500 万円
- (2) 火災保険等受領額 2,000 万円
- (3) 越後杉使用量 18 m³
- (4) 糸魚川産材木材購入費 150 万円

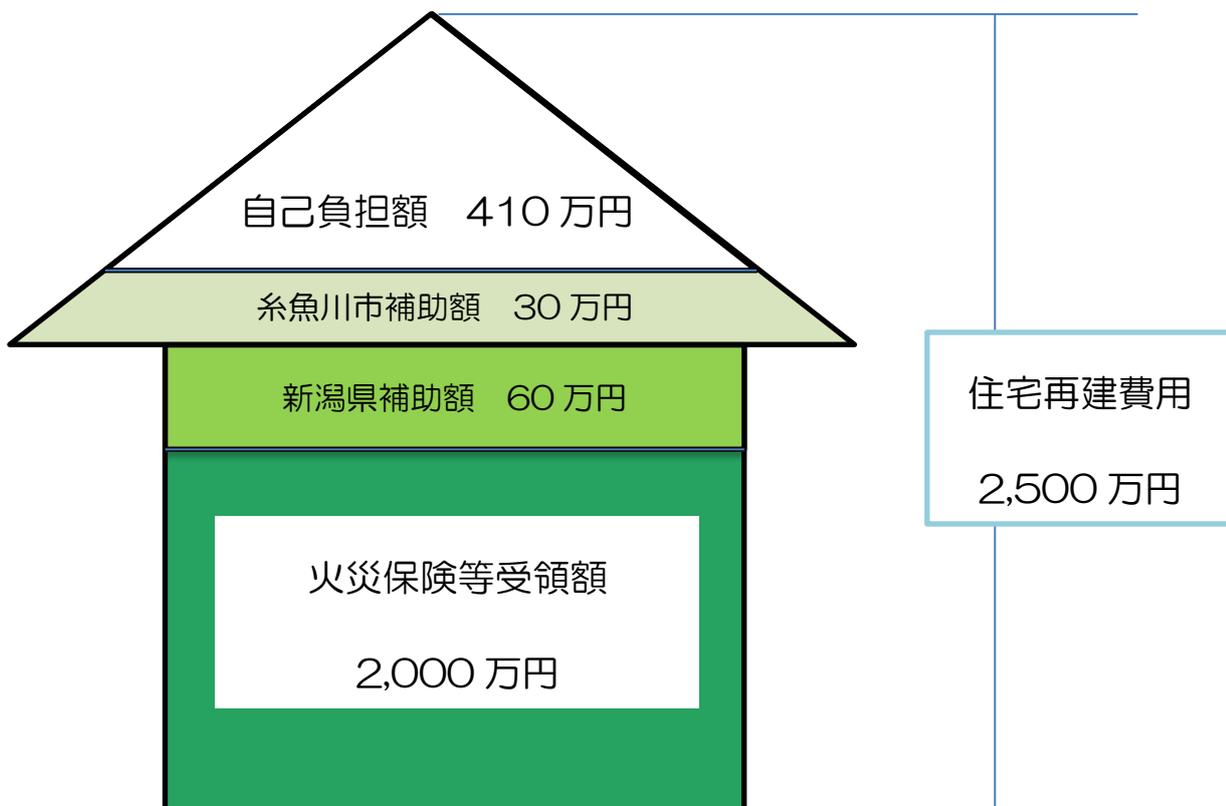
【新潟県事業】

越後杉使用量	補助額
5~10 m ³ 未満	20 万円
10~15 m ³ 未満	40 万円
15~20 m ³ 未満	60 万円
20~25 m ³ 未満	80 万円
25 m ³ 以上	100 万円

補助額合計 90 万円 (①+②)

① 新潟県事業補助額 60 万円
15~20 m³未満=60 万円

② 糸魚川市事業補助額 30 万円
木材購入費 150 万円×50%=75 万円 (上限額 30 万円)



地元事業者利用促進事業（案）について

糸魚川市駅北大火により被災した住宅等の再建及び被災地域等の建築物の不燃化等について、糸魚川市内の事業者を利用して実施する方を対象に助成を行います。

対象となる方

以下のすべてにあてはまる建物の新築・改築・増築・改修について、市内に事業所を有する大工、工務店、建築会社等を利用して実施する方

①被災地域及び本町通り沿線において建築する住宅、共同住宅、店舗、事業所

※り災証明書の交付を受けた方については糸魚川市内に建築するもの

②建築の費用が1棟あたり100万円以上のもの

※既に建築済のもの、建築中のものについても要件を満たす場合は対象となります。

助成金額

- ・建物1棟につき10万円を助成します。
- ・地元事業者を利用し、さらに以下の項目にあてはまる場合は、1つの項目につきそれぞれ10万円を加算します。

①ふるさと越後の家づくり復興支援事業を併用するもの

②ガイドライン（案）に基づき不燃化対策に取り組むもの

③ガイドライン（案）に基づき景観形成に取り組むもの

問合せ・申込先

糸魚川市商工農林水産課企業支援室 Tel 025-552-1511

地元事業者利用促進事業の利用例

加算対象となる再建等支援事業			
事業名	①	②	③
	ふるさと越後の家づくり復興支援事業 (県事業)	ガイドライン(案)に基づく不燃化対策の取組支援	ガイドライン(案)に基づく景観形成の取組支援
内容	県産材越後杉を使用した再建を支援します。	建物の不燃化対策の取組みに支援します。	建物の景観形成の取組みに支援します。
助成額	越後杉の使用量に応じて20~100万円 県産瓦・畳等を使用した場合の加算あり	調整中	調整中

地元事業者利用促進事業				
基本分	加算分			助成額 (万円)
地元事業者を利用して再建等を実施	地元事業者を利用し、さらに以下の事業等に取り組む場合に加算			
	①ふるさと越後の家づくり復興支援事業	②ガイドライン(案)に基づく不燃化対策	③ガイドライン(案)に基づく景観形成	
○	○	○	○	40
○	○	○	×	30
○	○	×	○	30
○	○	×	×	20
○	×	○	○	30
○	×	○	×	20
○	×	×	○	20
○	×	×	×	10

糸魚川市駅北大火で被災された皆様へ

住宅再建資金融資に対する利子補給(助成)について

糸魚川市駅北大火で被災された皆様の生活再建を支援するため、市内で住宅(店舗併用住宅含む)の建設や補修を行うための資金の借り入れに対する利子の補給(助成)を行います。

対象金融機関

※糸魚川市内にある金融機関
(第四銀行、北越銀行、大光銀行、富山第一銀行、上越信用金庫、
新井信用金庫、糸魚川信用組合、新潟県労働金庫、ひすい農業協同組合)

糸魚川市内にある金融機関※又は
住宅金融支援機構



対象となる方

以下のすべてに当てはまる方が対象です。



- ①糸魚川市駅北大火に係る罹災証明書の発行を受けた方
又は被災時に同一世帯の方
- ②糸魚川市に住所を有する方
- ③平成31年12月30日までに再建資金の融資を受けた方
- ④市税を滞納していない方

申請期間

住宅再建等のための融資を受けてから **1か月以内**

※申請が遅れると、助成を受けられなくなることがあります。

利子補給額

貸付利率の **1%まで** を限度として、金融機関等に対して支払った利子相当額を補助します。

利子補給期間

融資を受けた日から
5年間とします。

※交付申請は毎年必要です。

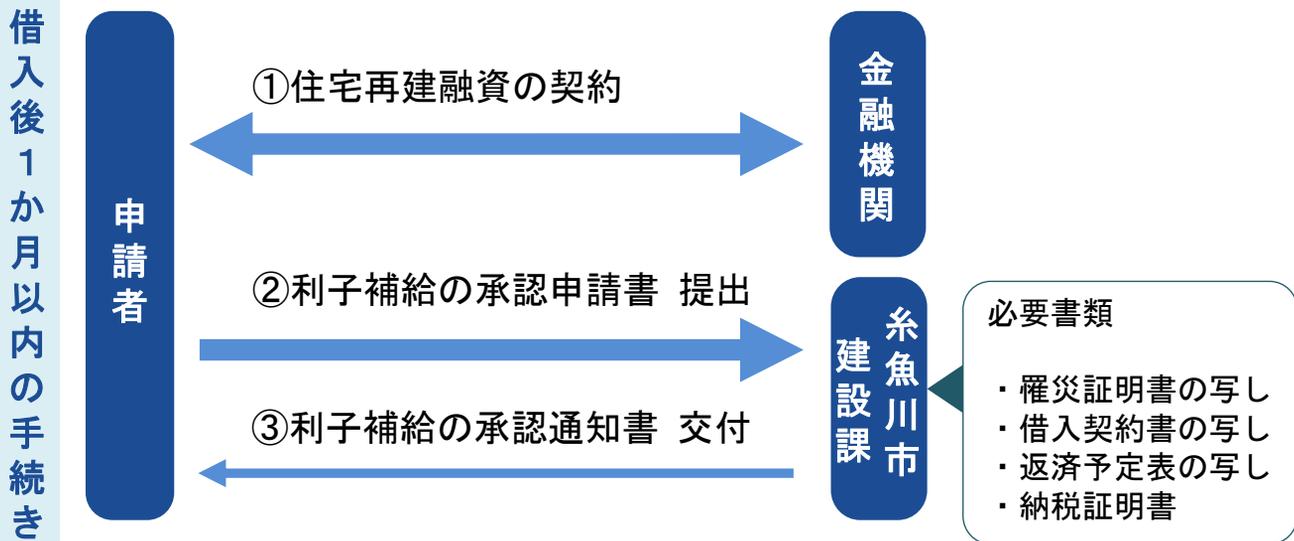
再建融資の限度額

借入額のうち、助成の対象となる再建融資の限度額は、以下のとおりです。

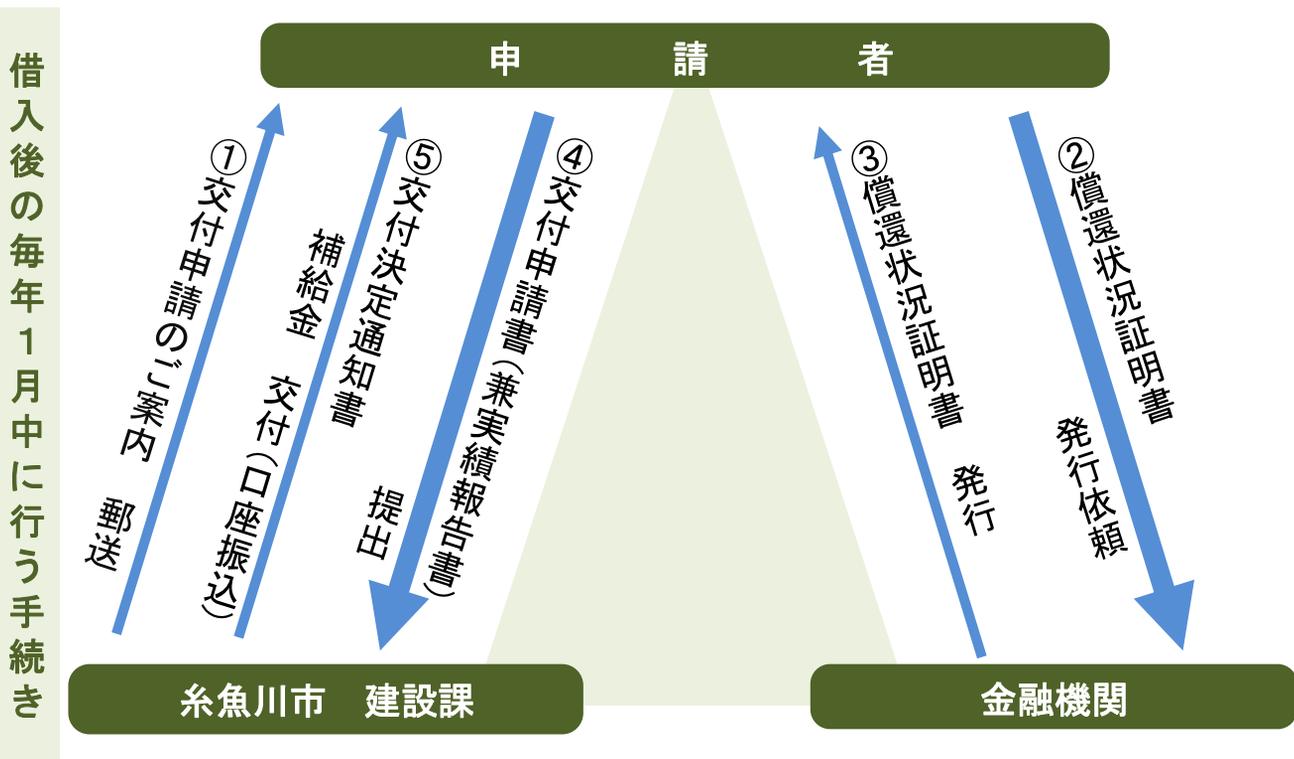
区分	限度額	
住宅の建設・購入	1件あたり	11,000,000円まで
住宅の補修	1件あたり	5,900,000円まで

申請～利子補給金交付までの流れ

① 利子補給の申請手続き



② 交付申請（兼実績報告）手続き



※以降5年間①～⑤を繰り返します。

※次の場合には文書による変更手続きが必要です

- ・返済条件の変更（金銭消費貸借契約の変更）
- ・金利の改定（変動金利の場合）

【問合先】

糸魚川市産業部建設課建築住宅係
住所：糸魚川市一の宮1丁目2番5号
担当：猪股、縄、飯塚
電話：025-552-1511(内線2377)

糸魚川市駅北大火 建物再建に関する建築相談について

基礎の解体が進み、敷地が確定。再建に向けて建物の設計に入ります。
設計をするにあたり、どんな建築規制があるのかな．．．？

- ・ 建ぺい率って何だろう？
- ・ 高さの制限があるらしい？
- ・ 準防火地域の規制って？
- ・ お隣との離れはどのくらいとればいいのか？



建築のお悩みは「建築士」に遠慮なくご相談ください！

ブロック別意見交換会で相談

現在実施されていますブロック別意見交換会に、市からの派遣依頼により、建築士会糸魚川支部より、建築士を派遣しています。派遣された「建築士」が建築に関する質問や相談に応じます。

個別に相談（平日8：30～17：15）

再建に伴う建築に関する相談は、建設課で対応いたします。
敷地や道路、建築に関する規制など、お気軽にご相談ください。
なお、電話による相談でも結構です。

問合せ先：市役所建設課 建築住宅係 552-1511（代表）
（内線2375）
担当：久保田・高畑

建物再建に関する建築相談における各ブロックの派遣建築士一覧

新潟県建築士会糸魚川支部

ブロック名	氏名	勤務先	電話
A1-1	古海和則	Liteアート	025-562-4330
	原安義	古川屋工務店	025-559-2611
A1-2	田澤光夫	田澤建築設計事務所	025-552 6305
	伊藤茂	焼山温泉 清風館	025-559-2011
A-2	久保田雅樹	糸魚川市役所	025-552-1511
A-3	福島一美	アイ・プランニング	025-552-8664
	園田利哉	(株)加藤工務店	025-553-1277
B-1	内山清	(株)谷村建設	025-552-1800
B-2	古畑辰雄	T・古畑建築設計	025-552-1770
	北村暁彦	(株)後藤組	025-552-5820
B-3	本間清一	本間清一建築研究所	025-555-3203
B-4	永井哲史	AZUR設計室	025-550-0117
	加藤健一	(株)加藤工務店	025-566-2324
C-1	松沢正夫	シグマ建築設計事務所	025-555-2403
	平野由美子	(株)能建	025-553-2211
C-2	大月英一	(株)谷村建設	025-552-1800
本町通り	杉田康一	杉田建築設計事務所	025-561-4501
	齊藤峰雄	(株)カネタ建設	025-552-0456

被災者生活再建支援法に基づく加算支援金の申請について

被災者生活再建支援法に基づき「住宅の建設(建替)または購入」、「被災住宅の補修」、「賃借」の3つの再建方法をとった場合に、住宅の被害程度と世帯の区分により加算支援金が支給されます。

1 加算支援金の支給額

区分	世帯構成	法制度		
		加算支援金		
		建設・購入	補修	賃借
全壊 大規模半壊	2人以上	200万円	100万円	50万円
	単身	150万円	75万円	37万5千円

2 申請に必要なもの

- (1) 被災者生活再建支援金支給申請書（福祉事務所にあります。）
- (2) 印鑑（認印）
- (3) 契約書の写し

例) ・「建設・購入」の場合・・・建物建築請負契約書、建物売買契約書
 ・「補修」の場合・・・・・・建物修繕請負契約書
 ・「賃借」の場合・・・・・・アパート賃貸借契約書

3 加算支援金の申請期間

平成32年1月21日まで（災害発生の日から37か月間）

※不明な点がございましたら、お手数でも市役所福祉事務所へお問合せください。

【お問合せ先】

〒941-8501 糸魚川市一の宮1丁目2番5号
 糸魚川市 福祉事務所（市役所1階）
 電話 025(552)1511（代表）

住まい・店舗の復興に関するアンケート調査について

このアンケートは、今回の糸魚川市駅北大火で住宅・店舗等に被害を受けられた方の現在のお住まい・店舗の状況について、確認させていただくため実施するものです。

また、今後の再建のご意向と、市で整備を検討している共同住宅への入居のご意向を確認させていただくもので、ご協力をお願いいたします。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、以下の問にお答えいただき、返信用封筒にて、平成 29 年 7 月 31 日（月）までにご回答ください。

*** 被災場所に土地・建物のみを所有し、居住（営業）されていなかった方は、ご回答不要です。**

【提出先及び問合せ先】 〒941-8501 糸魚川市一の宮 1 丁目 2 番 5 号
糸魚川市産業部 復興推進課 復興係
建設課 建築住宅係
電話：025-552-1511（代表）

ご回答者記入欄

お 名 前	
現 在 の ご 住 所	
連 絡 先 （ 電 話 番 号 ）	

問 1 現在のお住まい（店舗）について あてはまるものの記号に○をつけてください

ア. 元の場所（被災地内）に居住（営業） ⇒アンケートはこれで終了です

イ. 元の場所以外（被災地以外）に居住（営業）

↳ その場所は本住まい（本営業）ですか、仮住まい（仮設営業）ですか

a. 本住まい（本営業） ⇒アンケートはこれで終了です

b. 仮住まい（仮設営業）

問 2 今後のお住まい（店舗）について

ア. 元の場所に再建（居住・営業）したい

イ. 元の場所以外に再建（居住・営業）したい

ウ. 未定・検討中・その他（ ）

【裏面へ】

市では、復興まちづくり計画の「暮らしを支えるまちづくり」計画策定の一環として、これまで、富山県内の先進的な共同住宅の視察等の取組みを行ってまいりました。

現在、視察内容も踏まえ、駅北大火で被災された方を対象とした共同住宅の整備を検討しております。

つきましては、整備計画を定めるにあたり、本アンケートをもちまして、最後の意向確認とさせていただきたいと考えておりますので、お手数をおかけいたしますが、以下のアンケートにお答えくださいますようお願いいたします。

既に再建されている方や個別に意向確認させていただいた方もいらっしゃいますが、改めてご協力をお願いいたします。

なお、このアンケートのご回答によって、共同住宅への入居を決定するものではありませんので、ご了承ください。

問3 共同住宅への入居

ア. 入居したい

イ. 条件によっては入居したい

ウ. 既に再建済み 又は、戸建てで再建したい ⇒アンケートはこれで終了です

エ. その他 () ⇒アンケートはこれで終了です



問6にもお答えください

問4 入居予定人数

ア. 1人 (本人のみ)

イ. 2人

ウ. 3人

エ. 4人以上

問5 駐車場は必要ですか

ア. 必要 (台数 台)

イ. 不要

問6 問3でア及びイと回答された方にお伺いします。

現在ご検討されている内容や、ご希望される共同住宅について、具体的にありましたら、お聞かせください。

～ご協力ありがとうございました～

平成29年7月20日

糸魚川市駅北大火における生活支援相談員の配置について

糸魚川市社会福祉協議会

糸魚川市社会福祉協議会では、7月から生活支援相談員を2名配置いたしました。被災されたみなさんが、新しい生活を始めるまでの期間、行政及び関係機関と連携して支援をさせていただきます。

[生活支援相談員] みずしま よしこ
水嶋 賀子

かとう あゆみ
加藤 亜祐美

[所 属] 糸魚川市社会福祉協議会

[主な業務]

- ・個別訪問
安否確認・悩み事の相談・情報の提供や連絡調整など
お困りのことなどお聞きし、関係機関につないで生活課題の解消に努めます。
- ・イベント支援
交流会、食事会、バスツアーなどを企画し、つながりの維持や楽しめる時間を作ります。
- ・被災地区支援
被災された地区での行事などコミュニティの維持に協力いたします。

【お問合せ】

糸魚川市社会福祉協議会
糸魚川市寺町4-3-1

電話 552-7700

糸魚川市駅北大火で被災された皆様へ

生活再建資金借入の 利子を補給（助成）します

糸魚川市駅北大火で被災された方の生活再建を支援するため、市内金融機関から生活資金等を借入れされた方へ、金融機関に支払う利子相当額を補助します。

対象者

全ての条件に
当てはまる方が
対象です

- 糸魚川市駅北大火により、居住していた住宅が被災した方
- 市税の滞納がない方
- 平成28年12月22日以降に、金融機関※から駅北大火被災者への特別融資を受けた方で、生活再建のための生活資金、または自家用車購入資金であること（住宅資金や事業資金はのぞきます）

※ 糸魚川市内に本店または支店がある金融機関（第四銀行、北越銀行、大光銀行、富山第一銀行、上越信用金庫、新井信用金庫、糸魚川信用組合、新潟県労働金庫）が駅北大火被災者に対象を限定して実施している特別融資

利子補給率

2.7%を上限とし、補給金交付申請時における融資の利率と同率を適用します。

利率が3.0%→2.7%を適用
利率が2.5%→2.5%を適用

対象融資限度額

1世帯につき350万円まで

受付期間

平成30年1月31日（水）まで

利子補給期間

融資を受けた日から3年分（上限）

補給金支給

3年分（上限）を一括振込み

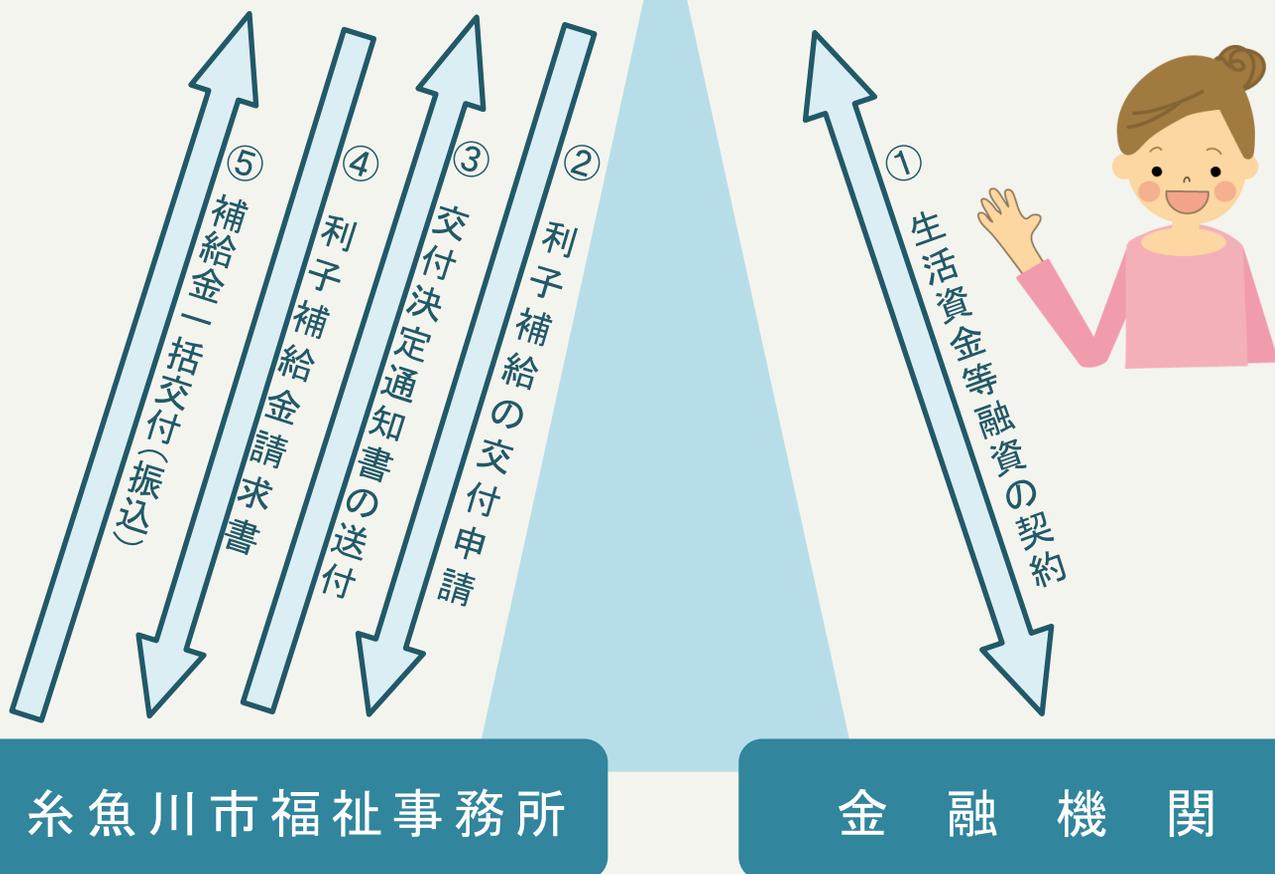


裏面へ



交付申請の流れと手順

申請者



①～⑤の手順で手続きを行います。交付申請は最初の一回のみです。補給金は3年分(上限)を一括で支給します。

交付申請に必要な書類

- 借入契約書の写し
- 返済予定表の写し

【問合先】

糸魚川市福祉事務所
糸魚川市一の宮1丁目2番5号
電話 025-552-1511 (代)

復興イベントについて

1 第42回糸魚川おまんた祭り大市民流し

- 期 日 7月29日(土) 19:00~21:00 (式典 18:45~)
- 会 場 糸魚川市本町通り 加賀の井酒造前 (本部)
- ・被災者ご招待席を用意します
 - ・おみちよう花火が打ち上げられます (21:15~)
- その他 9:00~ 山車太鼓 (自主運行)
- 10:00~21:30 おまんた縁日 (露店出展)
- 12:00~ 太鼓 (山車) の共演
- 金管・吹奏楽演奏
 - ダンスパフォーマンス
 - 子供みこしパレード
- 18:00~ 舟みこし (竜神丸)・ヒスイレディパレード
- 主 催 糸魚川おまんた祭り実行委員会 (025-552-6570)

2 チャリティーイベント

新潟プロレス チャリティープロレス (おまんた祭り)

- 期 日 7月29日(土) 16:30~17:50
- 会 場 海望公園展望台駐車場特設リング
- 観戦料 無料
- その他 浜ちゃんこを振る舞います
- 主 催 糸魚川おまんた祭り実行委員会 (025-552-6570)

3 その他

(1) 相馬御風宅企画展「大火の記憶~昭和7年大火を中心に」

- 期 間 7月19日(水)~8月31日(木) 9:00~16:00
- 会 場 史跡 相馬御風宅
- 入場料 100円
- 主 催 文化振興課 (025-552-1511)

(2) おばけの館 in まちなか

- 期 日 8月5日(土) 12:00~20:00、6日(日) 10:00~17:00
- 会 場 ライブハウスフタバ、スペースSARAほか
- 受 付 糸魚川駅前銀座商店街振興組合事務所
- 入場料 100円
- 主 催 糸魚川市民会館 (025-552-5900)